

朝霞市選挙管理委員会臨時会議事録

令和4年6月15日

選挙管理委員会事務局

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	朝霞市選挙管理委員会臨時会	
開 催 日 時	令和4年6月15日（水） 午前10時00分から 午前10時27分まで	
開 催 場 所	朝霞市役所 別館4階 監査委員室	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 0人	

朝霞市選挙管理委員会臨時会

令和4年6月15日(水)

午前10時00分から

午前10時27分まで

朝霞市役所 別館4階 監査委員室

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議題 参議院議員通常選挙関係
 - 議案第12号 投票所の指定について
 - 議案第13号 期日前投票所の指定について
 - 議案第14号 在外選挙人が投票を行う期日前投票所の指定について
 - 議案第15号 開票立会人のくじの日時及び場所について
 - 議案第16号 開票の日時及び場所の決定について
 - 議案第17号 投票所における候補者氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について
 - 議案第18号 公示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について
 - 議案第19号 公示日以前における在外選挙人名簿に登録されている選挙人に対する不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について
 - 議案第20号 公示日以前における特例郵便等投票用紙等の郵送開始期日の決定について
 - 議案第21号 啓発宣伝計画の決定について
 - 議案第22号 開票管理者の選任について
 - 議案第23号 開票管理者の職務代理者の選任について
 - 議案第24号 開票管理者の選任について
 - 議案第25号 開票管理者の職務代理者の選任について
- 5 その他
- 6 閉会

出席委員（４人）

委員	長	細田昭司
委員長	代理	加藤洋子
委員		曾根田晴美
委員		金子智恵子

事務局	選挙管理委員会事務局長	斎藤勉
事務局	選挙管理委員会事務局主幹兼局次長	大高亮
事務局	選挙管理委員会事務局選挙係長	佐藤真

資料一覧

- ・ 選挙管理委員会臨時会次第
- ・ 選挙管理委員会臨時会 出席一覧表
- ・ 議案第 1 2 号 投票所の指定について
- ・ 議案第 1 3 号 期日前投票所の指定について
- ・ 議案第 1 4 号 在外選挙人が投票を行う期日前投票所の指定について
- ・ 議案第 1 5 号 開票立会人のくじの日時及び場所について
- ・ 議案第 1 6 号 開票の日時及び場所の決定について
- ・ 議案第 1 7 号 投票所における候補者氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について
- ・ 議案第 1 8 号 公示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について
- ・ 議案第 1 9 号 公示日以前における在外選挙人名簿に登録されている選挙人に対する不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について
- ・ 議案第 2 0 号 公示日以前における特例郵便等投票用紙等の郵送開始期日の決定について
- ・ 議案第 2 1 号 啓発宣伝計画の決定について
- ・ 参議院議員通常選挙における啓発について
- ・ 議案第 2 2 号 開票管理者の選任について
- ・ 議案第 2 3 号 開票管理者の職務代理者の選任について
- ・ 議案第 2 4 号 開票管理者の選任について
- ・ 議案第 2 5 号 開票管理者の職務代理者の選任について

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

◎2 委員長あいさつ

○細田委員長

おはようございます。

ただいまから、朝霞市選挙管理委員会臨時会を開きます。

本日は、雨の中、臨時会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

第26回参議院議員通常選挙の日程については、まだ閣議決定されておりませんが、7月10日の投開票の予定です。委員会として、厳正かつ公平な管理執行を旨といたしまして、緊張感を持って職務に臨みたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

◎3 会議録署名委員の指名

○細田委員長

それでは、日程3、会議録署名委員の指名でございます。

朝霞市選挙管理委員会規程第18条第2項の規定により、金子委員、お願いいたします。

○金子委員

お願いいたします。

◎4 議題 参議院議員通常選挙関係

議案第12号 投票所の指定について

○細田委員長

日程4、議題でございます。

参議院議員通常選挙関係。

本日は14本の提出を予定しております。

御審議をお願いします。

それでは、「議案第12号 投票所の指定について」を議題といたします。

直ちに説明をお願いいたします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第12号、投票所の指定について。

近く執行される参議院埼玉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における投票所の場所を次のとおり指定することについて議決を求める。

令和4年6月15日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

下段のところに、第1投票区から第23投票区まで記載してございます。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か、御質疑ございますでしょうか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第12号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 参議院議員通常選挙関係

議案第13号 期日前投票所の指定について

○細田委員長

次に、「議案第13号 期日前投票所の指定について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

佐藤係長、お願いします。

○事務局・佐藤係長

議案第13号、期日前投票所の指定について。

近く執行される参議院埼玉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所を次のとおり指定することについて議決を求める。

令和4年6月15日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

朝霞市役所内と朝霞台出張所内ということで、2か所、設ける予定でございます。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か、御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑がなければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第13号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 参議院議員通常選挙関係

議案第14号 在外選挙人が投票を行う期日前投票所の指定について

○細田委員長

次に、「議案第14号 在外選挙人が投票を行う期日前投票所の指定について」を議題といたします。

説明お願いいたします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第14号、在外選挙人が投票を行う期日前投票所の指定について。

近く執行される参議院埼玉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法第49条2第4項の規定により読み替えて適用される法第48条の2第1項の規定による期日前投票所を次のとおり指定することについて議決を求める。

令和4年6月15日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

期日前投票所としまして、市役所内、出張所内ということで、2か所、設ける予定でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か、御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑がなければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第14号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 参議院議員通常選挙関係

議案第15号 開票立会人のくじの日時及び場所について

○細田委員長

次に、「議案第15号 開票立会人のくじの日時及び場所について」を議題といたします。

説明お願いいたします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第15号、開票立会人のくじの日時及び場所について。

近く執行される参議院埼玉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人となるべき者につき公職選挙法第62条第2項の規定により行うべきくじ、又は参議院埼玉県選出議員選挙における開票立会人となるべき者につき同条第4項の規定により行うべきくじの日時及び場所を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和4年6月15日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

1、日時、令和4年7月7日、午後5時30分。

2、場所、朝霞市役所、別館4階、監査委員室。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か、御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑がなければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第15号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 参議院議員通常選挙関係

議案第16号 開票の日時及び場所の決定について

○細田委員長

次に、「議案第16号 開票の日時及び場所の決定について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第16号、開票の日時及び場所の決定について。

近く執行される参議院埼玉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票の日時及び場所を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和4年6月15日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

開票の日時としまして、令和4年7月10日午後9時。

開票の場所は、朝霞市立総合体育館サブアリーナを予定しております。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か、御質疑ございますか。よろしいですか。

(なし、の声)

質疑がなければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第16号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 参議院議員通常選挙関係

議案第17号 投票所における候補者氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について

○細田委員長

次に、「議案第17号 投票所における候補者氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第17号、投票所における候補者氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について。

近く執行される参議院埼玉県選出議員選挙において、公職選挙法第175条第1項の規定に基づき行う候補者の氏名等掲示につき、同条第3項本文の規定により行うくじの日時及び場所を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和4年6月15日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

1、日時、令和4年6月22日、午後5時10分。

2、場所、朝霞市役所、別館4階、監査委員室。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か、御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑がなければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第17号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 参議院議員通常選挙関係

議案第18号 公示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について

○細田委員長

次に、「議案第18号 公示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について」を議題といたします。

説明をお願いします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第18号、公示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について。

近く執行される参議院埼玉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法施行令第53条第1項、第59条の4第4項及び第59条の5の4第7項の選挙管理委員会の定める日は、公示日前2日（6月20日）とすることについて議決を求める。

令和4年6月15日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

以上です。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か、御質疑ございますか。よろしいですか。

（なし、の声）

質疑がなければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第18号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（異議なし、の声）

御異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 参議院議員通常選挙関係

議案第19号 公示日以前における在外選挙人名簿に登録されている選挙人に対する不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について

○細田委員長

次に、「議案第19号 公示日以前における在外選挙人名簿に登録されている選挙人に対する不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について」を議題といたします。

説明お願いいたします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第19号、公示日以前における在外選挙人名簿に登録されている選挙人に対する不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について。

近く執行される参議院埼玉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法施行令第65条の13の規定により読み替えて適用される第53条第1項の選挙管理委員会の定め

る日は、公示日前2日（6月20日）とすることについて議決を求める。

令和4年6月15日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か、御質疑ございますか。よろしいですか。

（なし、の声）

質疑がなければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第19号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（異議なし、の声）

御異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 参議院議員通常選挙関係

議案第20号 公示日以前における特例郵便等投票用紙等の郵送開始期日の決定について

○細田委員長

次に、「議案第20号 公示日以前における特例郵便等投票用紙等の郵送開始期日の決定について」を議題といたします。

説明お願いいたします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第20号、公示日以前における特例郵便等投票用紙等の郵送開始期日の決定について。

近く執行される参議院埼玉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令第1条第3項の選挙管理委員会の定める日は、公示日前2日（6月20日）とすることについて議決を求める。

令和4年6月15日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か、御質疑ございますか。よろしいですか。

(なし、の声)

質疑がなければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第20号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 参議院議員通常選挙関係

議案第21号 啓発宣伝計画の決定について

○細田委員長

次に、「議案第21号 啓発宣伝計画の決定について」を議題といたします。

説明お願いいたします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第21号、啓発宣伝計画の決定について。

近く執行される参議院埼玉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における啓発宣伝計画を別紙のとおり定めることについて議決を求める。

令和4年6月15日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

1枚おめくりいただきまして、今回の参議院議員選挙における啓発でございますが、まず、掲示物としまして、懸垂幕を2張、市役所本庁舎及び産業文化センターに張り出す予定でございます。それから、横断幕につきましては、6張。朝霞駅、北朝霞駅、朝霞台駅周辺、駅のロータリーです。それから、溝沼市民センターに張ります。合計としまして6張予定してございます。それから、のぼり旗を90本、公共施設を中心に掲示する予定でございます。また、ポスターにつきましては、市役所、公共施設等に掲載します。また、朝霞駅南口、東口の電光掲示板につきましても周知する予定でございます。

1枚おめくりいただきまして、文章としまして、選挙公報につきましては、県のホームページにアップされ次第、市のホームページにも載せます。予定としましては、6月25日土曜日を予定してございます。また、選挙公報の配布につきましては、ポスティングによりまして各戸配布を行います。現時点で、県から連絡が来ているところによりますと、6月28日、火曜日から6月30

日、木曜日辺りに市に届くということでございますので、届き次第、各戸にポスティングする予定でございます。それから、2番としまして、市のホームページ、ツイッター、メール配信等で周知いたします。

それから、口頭宣伝としまして、広報車による巡回。それから、防災無線による広報を予定して
ます。

それから、以前から委員長からお話いただいております、地域FMコミュニティーにつきましては、相手方とお話がまとまりまして、流していただけるということになりましたので、こちらに
記載ございませんが、地域コミュニティーFMでも流す予定でございます。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

新規の事業が一つ増えましたので、ありがとうございます。

それでは、議案第21号につきまして、何か御質疑ございますか。

よろしいですか。もっとほかにやった方がとかありますか。街頭啓発はございませんよね、今
回は。よろしいですか。

では、議案第21号につきまして、質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第21号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 参議院議員通常選挙関係

議案第22号 開票責任者の選任について

○細田委員長

次に、「議案第22号 開票責任者の選任について」を議題といたします。

本議案は、本議案は私の一身上に関しますので、地方自治法第189条第2項の規定によりまし
て、暫時委員長席を加藤委員長職務代理者と交替し、退室いたします。

よろしくお願いたします。

(委員長退室)

○加藤委員長代理

しばらくの間、委員長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第22号について、事務局の説明を求めます。

○事務局・大高主幹兼局次長

議案第22号、開票責任者の選任について。

近く執行される参議院埼玉県選出議員選挙における開票管理者を次のとおり選任することについて議決を求める。

令和4年6月15日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

開票管理者、細田昭司。

以上でございます。

○加藤委員長代理

ただいま説明がありましたが、何か質疑はございますでしょうか。

(ございません、の声)

質疑ありませんので、質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第22号については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(はい、の声)

異議なしと認めます。

委員長席を委員長と交替させていただきます。

(委員長入室)

◎4 議題 参議院議員通常選挙関係

議案第23号 開票責任者の職務代理者の選任について

○細田委員長

次に、「議案第23号 開票責任者の職務代理者の選任について」を議題といたします。

本議案につきましても、曾根田委員の一身上に関するものですので、先ほどと同じでございますが、地方自治法第189条第2項の規定によりまして、暫時、曾根田委員の退席を求めます。

○曾根田委員

はい。

(曾根田委員退室)

○細田委員長

それでは、事務局の説明を求めます。

大高局次長。

○事務局・大高主幹兼局次長

議案第23号、開票責任者の職務代理者の選任について。

近く執行される参議院埼玉県選出議員選挙における開票管理者に事故があり、又は欠けた場合、その職務を代理すべき者を次のとおり選任することについて議決を求める。

令和4年6月15日提出。

開票管理者の職務を代理すべき者、曾根田晴美。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か質疑はございますか。

(ございません、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第23号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(なし、の声)

御異議なしと認めます。

議案第23号については、原案のとおり同意されました。

それでは、曾根田委員の入室をお願いします。

(曾根田委員入室)

◎4 議題 参議院議員通常選挙関係

議案第24号 開票責任者の選任について

○細田委員長

次に、「議案第24号 開票管理者の選任について」を議題といたします。

本議案につきましても、加藤委員の一身上に関するところでございます。地方自治法第189条第2項の規定によりまして、加藤委員の退室を求めます。

しばらくすみません。

○加藤委員長代理

失礼いたします。

(加藤委員長代理退室)

○細田委員長

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

○事務局・大高主幹兼局次長

議案第24号、開票責任者の選任について。

近く執行される参議院比例代表選出議員選挙における開票管理者を次のとおり選任することについて議決を求める。

令和4年6月15日提出。

開票管理者、加藤洋子。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

本議案について、何か御質疑ございますか。

(ございません、の声)

質疑がなければ、質疑なしと認めます。

議案第24号につきまして、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(はい、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり承認されました。

加藤委員長代理の入室をお願いいたします。

(加藤委員長代理入室)

◎4 議題 参議院議員通常選挙関係

議案第25号 開票責任者の職務代理者の選任について

○細田委員長

次に、「議案第25号 開票責任者の職務代理者の選任について」を議題といたします。

本議案につきましては、金子委員の一身上に関することでございます。地方自治法第189条第2項の規定によりまして、金子委員の退席を求めます。

○金子委員

はい。

(金子委員退室)

○細田委員長

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

大高局次長。

○事務局・大高主幹兼局次長

議案第25号、開票責任者の職務代理者の選任について。

近く執行される参議院比例代表選出議員選挙における開票管理者に事故があり、又は欠けた場合、その職務を代理すべき者を次のとおり選任することについて議決を求める。

令和4年6月15日提出。

開票管理者の職務を代理すべき者、金子智恵子。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

御質疑ございますか。よろしいですか。

(なし、の声)

質疑がなければ、質疑なしと認めます。

それでは、議案第25号につきまして、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり同意されました。

金子委員の入室をお願いいたします。

(金子委員入室)

以上で、参議院議員通常選挙関係の議案は終了いたしました。

◎5 その他

○細田委員長

それでは、日程第5「その他」でございます。

委員の方から、この際何かございますか。

金子委員。

○金子委員

議案第15号ですけども、7月7日に、もし私たちが出席しなければいけない事態になりました、そのときに私が主催している会の総会を夕方5時から入れてしまったものですから、もし出席しなければならぬときに出席できないので申し訳ないのですが、大丈夫でしょうか。

○細田委員長

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

こちらの立会人につきましては、各陣営から立会人の申出がありまして、10人を超えた場合にくじを行います。なので、くじを行わない可能性もございます。

また、万が一金子委員が欠席されたとしても、ほかに3人の委員がいらっしゃる場合は会議を開けますので、支障はないかと存じます。

以上になります。

○金子委員

それでは、その分もしそうになりましたら、よろしく願いいたします。この日は、ちょっと参加できませんので、お願いいたします。

○細田委員長

何か、ほかにございますか。

なければ、事務局何かございますか。

○事務局・大高主幹兼局次長

ないです。

◎6 閉会

○細田委員長

ないようでございますので、以上をもちまして朝霞市選挙管理委員会臨時会を閉会いたします。

ありがとうございました。

委員長 _____

委員 _____